

資料3 新エネルギー賦存量の関連データ

(1) 太陽光発電

エネルギー賦存量の算定の関連資料を以下に示します。

①家庭用太陽光発電

変数名	説明	田島地区	館岩地区	伊南地区	南郷地区	全体	単位	備考
太陽光発電出力	太陽光パネルの出力	4	4	4	4		[kW]	※1
単位出力当たり必要面積	定格出力1kWのパネルの面積	9	9	9	9		[m ² /kW]	※1
最適角平均日射量	パネルを最適な角度に傾けた場合、1m ² にふりそそぐ日射量	3.45	3.55	3.55	3.55		[kWh/m ² ・日]	※2
補正係数	機器効率や日射変動などの補正值	0.065	0.065	0.065	0.065		[-]	※1
日数	—	365	365	365	365		[日/年]	
世帯数		4,474	786	610	948	6,818	[世帯]	
設置件数	世帯数の25%	1,119	197	153	237	1,706	[件]	※3
期待可採量		3,297,296	597,315	463,904	718,597	5,077,112	[kWh/年]	
熱量換算	1kWh=0.0036GJ	11,870	2,150	1,670	2,587	18,278	[GJ/年]	
二酸化炭素排出削減	電力の代替によって削減できる二酸化炭素(平均0.378kg-CO ₂ /kWh)	1,246,378	225,785	175,356	271,630	1,919,148	[kg-CO ₂ /年]	※4

②事業所用太陽光発電

変数名	説明	田島地区	館岩地区	伊南地区	南郷地区	全体	単位	備考
太陽光発電出力	太陽光パネルの出力	10	10	10	10		[kW]	※1
単位出力当たり必要面積	定格出力1kWのパネルの面積	9	9	9	9		[m ² /kW]	※1
最適角平均日射量	パネルを最適な角度に傾けた場合、1m ² にふりそそぐ日射量	3.45	3.55	3.55	3.55		[kWh/m ² ・日]	※2
補正係数	機器効率や日射変動などの補正值	0.065	0.065	0.065	0.065		[-]	※1
日数	—	365	365	365	365		[日/年]	
事業所数		853	189	160	173	1,375	[箇所]	
設置件数	事業所数の50%	427	95	80	87	689	[件]	※3
期待可採量		3,145,544	720,113	606,411	659,472	5,131,540	[kWh/年]	
熱量換算	1kWh=0.0036GJ	11,324	2,592	2,183	2,374	18,474	[GJ/年]	
二酸化炭素排出削減	電力の代替によって削減できる二酸化炭素(平均0.378kg-CO ₂ /kWh)	1,189,015	272,203	229,223	249,280	1,939,722	[kg-CO ₂ /年]	※4

※1 新エネルギーガイドブック導入編(NEDO)

※2 NEDO日射量データ 田島・南郷地点

※3 国勢調査(平成17年速報値)

※4 新エネルギーガイドブック導入編(NEDO)による

(2) 太陽熱利用

エネルギー賦存量の算定の関連資料を以下に示します。

①家庭用太陽熱利用

変数名	説明	田島地区	館岩地区	伊南地区	南郷地区	全体	単位	備考
集熱面積	集熱器の面積	6	6	6	6		[m ²]	※1
最適角平均日射量	パネルを最適な角度に傾けた場合、1m ² にふりそそぐ日射量	3.45	3.45	3.45	3.45		[kWh/m ² ・日]	※2
換算計数	単位換算 1kWh=0.0036GJ	0.0036	0.0036	0.0036	0.0036		[GJ/kWh]	
集熱効率	機器等の効率	0.4	0.4	0.4	0.4		[-]	※1
日数	—	365	365	365	365		[日/年]	
世帯数		4,474	786	610	948	6,818	[世帯]	
設置件数	世帯数(6818世帯)の25%	1,119	197	153	237	1,706	[件]	※3
期待可採量		12,175	2,143	1,665	2,579	18,561	[GJ/年]	
二酸化炭素排出削減	石油の代替によって削減できる二酸化炭素(灯油68.5kg-CO ₂ /GJ)	833,962	146,819	114,027	176,630	1,271,438	[kg-CO ₂ /年]	※4

※1 新エネルギーガイドブック導入編(NEDO)

※2 NEDO日射量データ 田島・南郷地点

※3 国勢調査(平成17年速報値)

※4 温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 総括報告書(2002.8)環境省

②事業所用太陽熱利用

変数名	説明	田島地区	館岩地区	伊南地区	南郷地区	全体	単位	備考
集熱面積	集熱器の面積	20	20	20	20		[m ²]	※1
最適角平均日射量	パネルを最適な角度に傾けた場合、1m ² にふりそそぐ日射量	3.45	3.45	3.45	3.45		[kWh/m ² ・日]	※2
換算計数	単位換算 1kWh=0.0036GJ	0.0036	0.0036	0.0036	0.0036		[GJ/kWh]	
集熱効率	機器等の効率	0.4	0.4	0.4	0.4		[-]	※1
日数	—	365	365	365	365		[日/年]	
事業所数		853	189	160	173	1,375	[箇所]	
設置件数	事業所数の50%	427	95	80	87	689	[件]	※3
期待可採量		15,486	3,445	2,901	3,155	24,988	[GJ/年]	
二酸化炭素排出削減	石油の代替によって削減できる二酸化炭素(灯油68.5kg-CO ₂ /GJ)	1,060,774	236,004	198,740	216,130	1,711,647	[kg-CO ₂ /年]	※4

※1 新エネルギーガイドブック導入編(NEDO)

※2 NEDO日射量データ 田島・南郷地点

※3 国勢調査(平成17年速報値)

※4 温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 総括報告書(2002.8)環境省

(3) 風力発電

エネルギー賦存量の算定の関連資料を以下に示します。

①メッシュ数と実面積の比率

	田島地区	館岩地区	伊南地区	南郷地区	全体
メッシュ面積	1,586	1,136	733	540	3995
実面積 km ²	350.34	263.55	153.13	119.5	886.52
比率	0.2209	0.2320	0.2089	0.2213	0.2219

②南会津町における風速出現状況

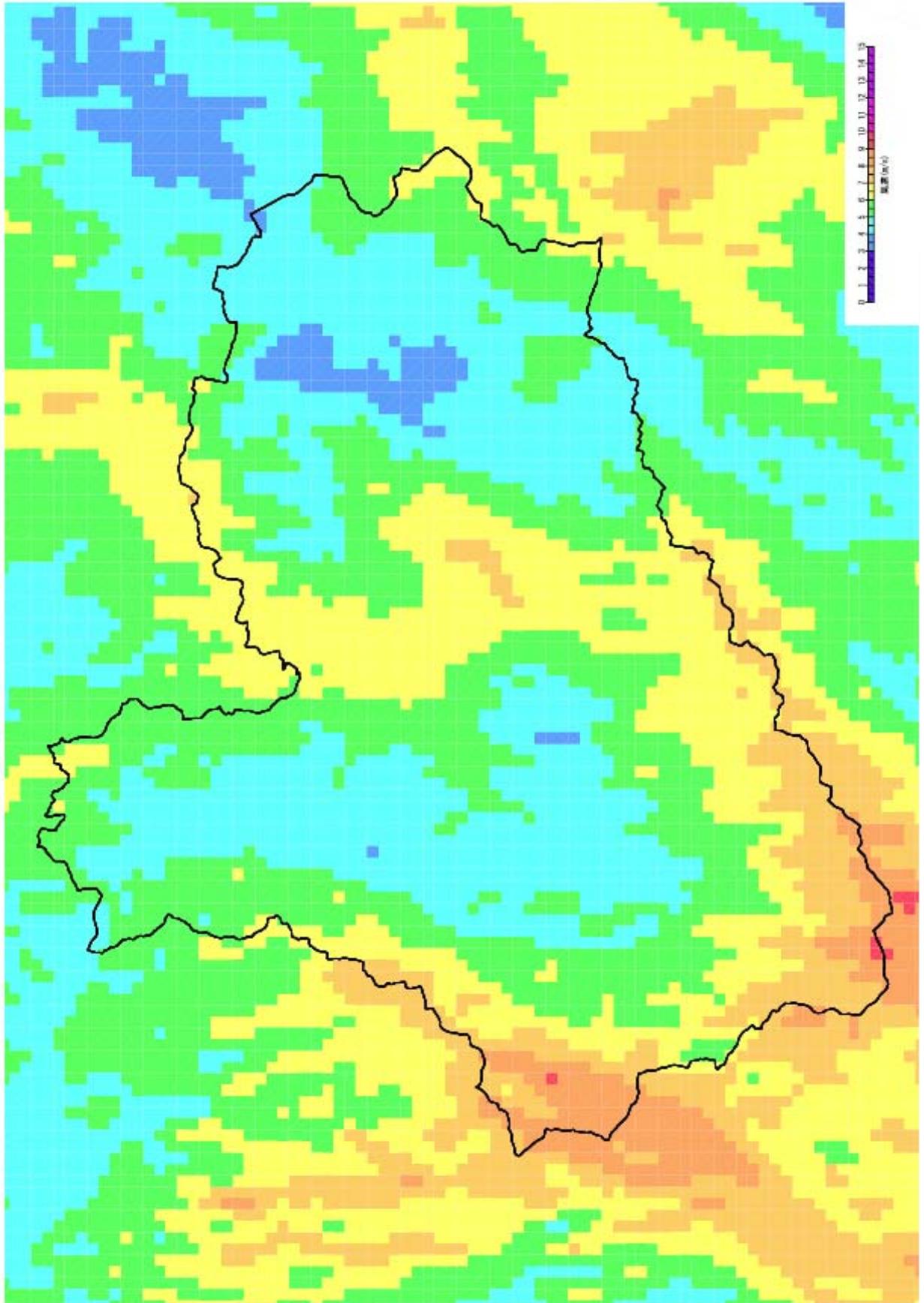
風速階級 (m/s)	田島地区			館岩地区			伊南地区			南郷地区		
	メッシュ数 (個)	実面積 (km ²)	面積割合 (%)									
0≦V<4	86	19.00	5.4	4	0.93	0.4	1	0.21	0.1	0	0.00	0.0
4≦V<5	583	128.78	36.8	269	62.41	23.7	173	36.14	23.6	222	49.13	41.1
5≦V<6	443	97.86	27.9	346	80.27	30.5	232	48.47	31.7	285	63.07	52.8
6≦V<7	454	100.29	28.6	293	67.98	25.8	154	32.17	21.0	33	7.30	6.1
7≦V<8	20	4.42	1.3	176	40.83	15.5	96	20.06	13.1	0	0.00	0.0
8≦V<9	0	0.00	0.0	45	10.44	4.0	76	15.88	10.4	0	0.00	0.0
9≦V<10	0	0.00	0.0	3	0.70	0.3	1	0.21	0.1	0	0.00	0.0
10≦V	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0
合計/平均	1,586	350.34	100.0	1,136	263.55	100.0	733	153.13	100.0	540	119.50	100.0

注) 風速階級ごとの実面積は、南会津町総面積÷メッシュ数合計=0.2219 を範囲ごとのメッシュ数に乗じたものである。

③風速階級ごとの風車設置台数

風速階級 (m/s)	田島地区		館岩地区		伊南地区		南郷地区		全体
	面積 (km ²)	風車設置 可能台数 (台)	風車設置 可能台数 (台)						
0≦V<4	19.00	—	0.93	—	0.21	—	0.00	—	—
4≦V<5	128.78	—	62.41	—	36.14	—	49.13	—	—
5≦V<6	97.86	39	80.27	31	48.47	19	63.07	25	114
6≦V<7	100.29	39	67.98	27	32.17	12	7.30	2	80
7≦V<8	4.42	1	40.83	16	20.06	7	0.00	0	24
8≦V<9	0.00	0	10.44	4	15.88	6	0.00	0	10
9≦V<10	0.00	0	0.70	0	0.21	0	0.00	0	0
10≦V	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0
合計	350.34	79	263.55	78	153.13	44	119.50	47	228
備考	固定資産 税概要調 書	平均風速 5m/s 以上のみ	固定資産 税概要調 書	平均風速 5m/s 以上のみ	固定資産 税概要調 書	平均風速 5m/s 以上のみ	固定資産 税概要調 書	平均風速 5m/s 以上のみ	平均風速 5m/s 以上のみ

◆南会津町の風況マップ◆



資料 4 助成制度に関する資料

本資料中の助成制度は、「新エネルギーガイドブック 2005 (NEDO)」を基礎資料とし、各機関・各省庁のホームページ等を基に更新したものです。

しかし、補助制度等の利用に関しては、今後、事業を進めていく段階において、制度の廃止・新設や各制度の補助率・補助額の変更の可能性も考えられます。

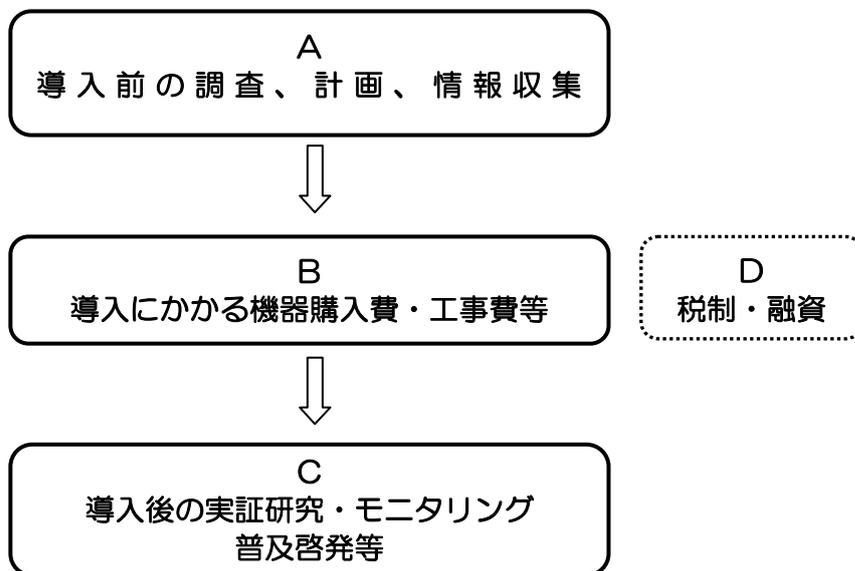
1. 「新エネルギーの導入」に関する一連の流れ

- ①導入前の調査、計画、情報収集
- ②設計、導入
- ③導入後の実証研究や普及啓発（情報発信）

という3つの段階(フェーズ)に分けて考えることができます。NEDO、各機関、各省庁によって補助制度や融資制度が設けられていますが、表中には、その補助金の適用可能なフェーズを次のAからEに分けて示しています。

- A：導入前の調査、計画、情報収集
- B：導入にかかる機器購入費・工事費等
- C：導入後の実証研究、モニタリング、普及啓発等
- D：税制、融資
- E：その他

◆各フェーズの説明図◆



事業名	太陽光発電	風力発電	燃料電池	太陽熱	コシエネ	廃棄物	バイオマス	C E自動車	温度差エネ	雪水冷熱	水力発電	地熱発電	省エネ	対象事業者				補助率など	要件など
														地方公共団体	企業	N P O等	個人その他		
1 地域新エネルギービジョン策定等事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					△	△	A	補助：定額（100%）	地域新エネルギービジョン策定調査 重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査 事業化ファイナンスリテラシティ調査
2 地域新エネルギー導入促進事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							B, C	補助：導入事業＝1/2以内（又は1/3以内） 普及啓発 事業＝定額（限度額2千万円）	地方公共団体が行う事業 地方公共団体の出資に係る法人が行う事業 地方公共団体自らの負担を伴う事業
3 新エネルギー・省エネルギー非営利活動 促進事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●		B	補助：1/2以内	新エネ・省エネ設備導入事業 新エネ・省エネ普及啓発事業
4 新エネルギー事業者支援対策事業（債務 保証）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	B	債務保証料：保証金の15倍 保証制度：対象債務比率 90%、保証料率：保証残高の年0.2% 補助事業：1/3以 内	主務大臣の認定を受けた利用計画により実施される新 エネルギー導入事業	
5 中小水力発電開発費補助金補助事業										●					●	B	出力5,000kW以下：1/5以内または出力増加割合以内 5,000kW超30,000kW以下：1/10以内又は出力増加割合 の1/2以内 新技術導入部分：1/2以内	中小水力開発を行う電気事業者に対して建設費等の一 部を補助	
6 地熱発電開発費補助金補助事業											●				●	A, B	調査井掘削事業：1/2以内 地熱発電施設設置事業： 1/5以内（バイナリー発電設備は3/10以内）	調査井掘削事業 地熱発電施設設置事業	
7 太陽光発電新技術等 フィールドテスト事業	●														●	B	負担：1/2（研究後はNEDO保有分（全体の50%）の10% を残存簿価として、事業者が買い取る必要がある。）	新型モジュール採用形・建材一体型 新制御方式適応型・効率向上追求型	
8 風力発電フィールドテスト事業 （高所風況精査）		●													●	A	負担：1/2	風況精査	
9 太陽熱高度利用システムフィールドテス ト事業				●											●	B	負担：1/2	高度利用実証特 種準化推進枠	
10 地域バイオマス熱利用フィールドテス ト事業							●								●	B, C	負担：1/2		目に見えない形でのバイオマス熱利用導入事例を創出す るとともに、技術の有効性の実証、システムの構築、 低コスト化・高性能化を図る
11 クリーンエネルギー自動車導入促進補 助事業								●							●	B	自動車：通常車両との価格差の1/2以内 供給設備：1/2以内及び定額	クリーンエネルギー自動車導入及び燃料供給設備の 設置	

事業名	太陽光発電	風力発電	燃料電池	太陽熱	コージェネ	廃棄物	バイオマス	C E自動車	温度差エネ	雪氷冷熱	水力発電	地熱発電	対象事業者				補助率など	要件など
													省エネ	地方公共団体	企業	N P O等		
1 食品小売業者経営活性化ビジネスモデル支援事業							●							●		A, B	食品のリサイクル等の環境対策および流通の効率化に資するプロジェクトの検討・実施	
2 強い農業づくり交付金				●		●								●		B 補助率：定額 (1/2以内)	農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源エネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等	
3 漁港整備事業	●			●			●		●	●	●					B	漁港施設用電源に利用する自然エネルギー	
4 漁業集落環境整備事業	●			●			●		●	●	●					B 補助：1/2	漁港集落排水処理場、浄水場の維持運営のための電源として利用するもの	
5 漁港漁村活性化対策事業	●			●			●		●	●	●					B 補助：1/2	環境負荷の低減を図るため、共同利用施設への電力供給にあてる	
6 強い水産業づくり交付金	●			●			●		●	●	●			●		B 交付率：定額	共同利用施設等への風力・太陽光等の自然エネルギー供給施設の設備に対して支援	
7 自然エネルギーを利用した水域環境改善事業	●															A, C	自然エネルギーを活用した低コストの海水交換手法による水質改善手法の検討	
8 強い林業・木材産業づくり交付金						●								●		B 交付率：定額	林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材、木質バイオマスエネルギー供給施設・利用施設を整備	
9 木材産業体質強化対策事業							●							●		B 補助率：1/2	環境保全に資する設備（木くず焚きボイラー等）の導入に要する借入金に対する利子助成	
10 木材供給高度化設備リース促進事業							●							●		B 補助率：リースの付加率1/2等	木材供給の高度化等を推進する機械設備の導入に対し、そのリース料の一部を助成	
11 バイオマスの課づくり交付金						●								●		ABC 補助率：定額	有機性資源の地域全体でのエネルギー、マテリアル利活用における、ハード、ソフト面からの助成措置	
12 バイオマス利活用の活性化に向けた取り組みへの支援						●								●		A, B 補助率：1/2以内等	バイオマスの利活用に關する調査・実証・情報収集・情報発信等の取り組みや施設整備等を支援	
13 バイオマス利活用フロンティア整備事業						●								●		ABC 補助率：1/2	有機性資源の地域全体でのエネルギー、マテリアル利活用における、ハード、ソフト面からの助成制度	
14 新山村振興等農林漁業特別対策事業						●								●		A, B 補助：1/2以内	地域資源循環活用施設	
15 農村振興総合整備統合補助事業	●	●		●		●	●				●					B 補助：1/2以内	地域資源循環活用施設	

農林漁業金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）による貸付制度（http://www.afc.go.jp/）

事業名	太陽光発電	風力発電	燃料電池	太陽熱	コシエネ	廃棄物	バイオマス	CE自動車	温度差工ネ	雪水冷熱	水力発電	地熱発電	省エネ	対象事業者				補助率など	要件など
														地方公共団体	企業	NPO等	個人その他		
1 畜産経営環境調和推進資金							●								●	D	貸付限度額：負担額の80%以内または90%以内等	家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の処理、利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うための資金制度	
2 農林漁業施設投資資金							●								●	D	貸付限度額：負担額の80%に相当する額	共同利用施設／バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置	
3 振興山村・過疎地域経営改善資金							●								●	D	貸付限度額 補助：負担額の80% 非補助：負担額の80%又は一定額（個人2,600万円、法人・団体5,200万円等）のいずれか低い額	林産物の処理加工・流通施設等の改善・造成・取得	
4 林業構造改善事業推進資金							●								●	D	貸付限度額 補助：負担額の80% 非補助：負担額の80%又は一定額のいずれか低い額	林業、木材産業構造改革事業計画に基づく林産物の処理加工・流通施設等の改良・造成・取得	
5 中山間地域活性化資金（加工流通施設）							●								●	D	貸付限度額 補助：負担額の80%	中山間地域の林産物を原材料とする製造・加工事業又は中山間地域の林産物の加工品の集荷・販売、提供の事業に関する技術開発、需要開拓、事業提携等	

日本政策投資銀行による投資制度（http://www.dbj.go.jp/）

事業名	太陽光発電	風力発電	燃料電池	太陽熱	コシエネ	廃棄物	バイオマス	CE自動車	温度差工ネ	雪水冷熱	水力発電	地熱発電	省エネ	対象事業者				補助率など	要件など
														地方公共団体	企業	NPO等	個人その他		
1 総合省エネルギー推進事業							●						●		●	D	融資比率：50%	省エネルギー対策事業・産業部門省エネルギー推進事業・建築物省エネルギー推進事業・トップラン名機器取得事業・電力付加平準化事業	
2 新エネルギー・自然エネルギー開発	●	●	●				●			●	●	●			●	D	融資比率：40%	水力発電所整備事業・風力発電施設整備事業・太陽光発電施設整備事業・燃料電池整備事業・地熱開発・バイオマスエネルギー施設整備事業・雪氷熱利用施設整備事業	
3 エコビル整備事業							●						●		●	D	融資比率：40%	要件を満たす環境に配慮した建築物の整備事業	
4 地球温暖化対策促進事業							●						●		●	D	融資比率：40%	地球温暖化対策推進本綱等に具体的に記載されている対策、施策に必要な事業資金・温室効果ガス削減効果が特に高い事業のための資金	
5 公害防止事業								●							●	D	融資比率：40%	環境負荷低減に資する自動車の普及促進	
6 地域冷暖房施設導入整備事業					●								●		●	D	融資比率：40%	熱供給事業法に基づく地域冷暖房施設防災型地域冷暖房施設	

その他

事業名	太陽光発電	風力発電	燃料電池	太陽熱	コシエネ	廃棄物	バイオマス	CE自動車	温度差エネ	雪氷冷熱	水力発電	地熱発電	省エネ	対象事業者				補助率など	要件など
														地方公共団体	企業	NPO等	個人その他		
1 農業改良資金（農協等民間金融機関・都道府県等）	●						●							●	●	D	貸付限度額：農業者1,800万円、法人等5,000万円	施設（農機具を含む）の改良、造成又は取得（対象とする技術を特定はしておらず、メタン発酵についても可能性がある）	
2 農業近代化資金（農協・銀行等）							●							●	●	D	融資率：原則80%以内	1号資金（建築物等造成資金）畜舎、果実棚、農業具その他の農作物の生産、流通、加工に必要な施設の改善、造成、復旧、取得に要する資金	
3 木材産業等高度化推進資金（間伐等促進資金〔運転資金〕）							●							●	●	D	貸付限度額：1億円（特認2億円）	間伐等に依る素材生産又は間伐等の素材若しくはこれらに依る製品の取引等を行うのに必要な短期又は膨金の運転資金	
4 木材産業等高度化推進資金（構造改革促進資金）							●							●	●	D	貸付限度額：1億円（特認2億円）	木材産業の構造改革の促進が見込まれるものが素材生産又は素材、木材製品、未利用資源の引き取り等木材製品の製造を行うのに必要な短期又は長期の運転資金	
5 木材産業体質強化対策事業							●							●	●	D	利子助成率：上限3.0%（補助率1/2）	木材産業の体質強化を図るための加工・流通の合理化や環境保全に資する設備導入に要する借入金に対する利子助成	
6 環境共生住宅割増融資制度（住宅金融公庫）	●															D		環境共生に配慮した住まいづくりを支援する制度	
7 エコスクール・バイオレット・モザイク事業（文部科学省・経済産業省・環境省・農林水産省）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	ABE	補助：1/2等	調査研究、太陽光発電その他の新エネルギーの導入等	
8 資源エネルギー資金（中小企業金融公庫）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	D	融資限度額：直接貸付7億2千万 代理貸付1億2千万	石油代替エネルギーを使用・供給する施設	

資料5 南会津町地域新エネルギービジョン委員会

南会津町地域新エネルギービジョン策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
足利工業大学	根 本 泰 行	委 員 長
福島県南会津地方振興局次長兼企画商工部長	小 林 昭 夫	
(田島地域) 田島下郷町衛生組合東部 クリーンセンター	阿久津 正治	
(田島地域) 住民代表	今 西 修	
(舘岩地域) 会津高原リゾート(株)	菊 地 広 一	
(舘岩地域) 住民代表	下 村 一 裕	
(伊南地域) 伊南村森林組合	河原田 信弘	
(伊南地域) 住民代表	酒 井 愛	
(南郷地域) NPO 法人じねんと	馬 場 政 次	
(南郷地域) 住民代表	岩 湊 百 合	
東北電力(株)田島営業所長	井戸川 節夫	
南会津町助役	杉 浦 孝 幸	

オブザーバー

所 属	氏 名
東北経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー課長	佐 藤 正 明
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー対策推進部	

南会津町地域新エネルギービジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 エネルギー需給動向や、新エネルギーの利用可能性を把握し、本町における新エネルギービジョンを策定するため、南会津町地域新エネルギービジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、南会津町地域新エネルギービジョンの策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地場産業関係者及びエネルギー供給関係者
- (3) 住民代表者
- (4) 関係団体及び機関の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(オブザーバー)

第4条 委員会に、若干名のオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議に出席して必要に応じて助言等を行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は学識経験者を充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境水道課において処理する。

(解散)

第8条 委員会は、南会津町地域新エネルギービジョン策定等事業の完了をもって解散する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月27日から施行する。

南会津町地域新エネルギービジョン庁内検討会委員名簿

課 名	職 名	氏 名	備 考
直轄政策室	室 長	穴 戸 英 樹	
総 務 課	主任主査兼係長	渡 部 徹	
税 務 課	主 査	中 島 良	
企画観光課	主 査	星 博 文	
住民生活課	参事兼課長	菊 地 新 六	
健康福祉課	主 査	馬 場 信 行	
農 林 課	主 査	阿久津 文稔	
建 設 課	主 査	湯 田 紳 介	
学校教育課	課 長	長 沼 芳 樹	委員長
生涯学習課	課長補佐兼係長	室 井 竜 典	
舘岩総合支所	振興課 主 査	星 一 伸	
伊南総合支所	振興課 係 長	酒 井 敬 三	
南郷総合支所	振興課 主 査	星 克 之	

南会津町地域新エネルギービジョン庁内検討会設置規程

(設置)

第1条 本町における新エネルギーの導入を検討する南会津町地域新エネルギービジョンの策定及び推進を図るため、南会津町地域新エネルギービジョン庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会は、南会津町地域新エネルギービジョンを策定するため、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 国内の新エネルギーの導入状況、新エネルギー導入に関する助成制度及び新エネルギーの技術開発動向に関する事項
- (2) 町が設置・管理する施設等への新エネルギー導入に関する事項
- (3) 新エネルギーの普及促進に資する施策に関する事項
- (4) その他、南会津町地域新エネルギービジョンの策定等に関する事項

(組織)

第3条 庁内検討会は、直轄政策室、本庁総務課、税務課、企画観光課、住民生活課、健康福祉課、農林課、建設課、学校教育課、生涯学習課、館岩総合支所、伊南総合支所、南郷総合支所に所属する職員のうち、各所属長が選出した職員により構成する。

(委員長)

第4条 庁内検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、庁内検討会を代表し、庁内検討会の事務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 庁内検討会は、協議する事案の内容により、当該事案に関係する委員のみをもって開催することができる。
- 3 庁内検討会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、環境水道課において処理する。

(解散)

第7条 庁内検討会は、南会津町地域新エネルギービジョン策定等事業の完了をもって解散する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内検討会に諮り、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月27日から施行する。